

退職給付会計基準の主な改正点とその適用時期

企業会計基準委員会は、平成 24 年 5 月 17 日において、企業会計基準 26 号「退職給付に関する会計基準」、及び企業会計基準適用指針 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」を公表しました。

新基準について、従来からの主な改正点は以下の 5 点です。

1. 未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用の処理方法
2. 注記等の開示の拡充
3. 連結財務諸表等での表示科目名の変更
4. 退職給付債務、及び勤務費用の計算方法
5. 複数事業主制度の取扱いの見直し

そして、これらの適用時期は以下の通りです。

1.	未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用の処理方法	平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。 ただし、早期適用として、平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。
2.	注記等の開示の拡充	
3.	連結財務諸表等での表示科目名の変更	
4.	退職給付債務、及び勤務費用の計算方法	平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。 なお、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することも認められる。 ただし、早期適用として、平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。
5.	複数事業主制度の取扱いの見直し	

上記内容は、すでに公表されていることではありますが、今一度ご確認下さい。

また、上記「4. 退職給付債務、及び勤務費用の計算方法」については、期間帰属方法の見直しや、割引率の基礎となる期間、及びそれに伴う割引率の見直し等の論点があります。これについてもまた、今一度、ご確認をお願い致します。